

1 情勢

- 刑法犯認知件数は、4年連続で増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年を上回った。知能犯や風俗犯が大きく増加しているほか、窃盗犯についても令和元年の水準に戻りつつある。
- 詐欺は、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺が、認知件数、被害額共に前年比で増加し、いずれも過去最多
- サイバー空間をめぐる事案は、SNS上に犯罪実行者募集情報が氾濫し、応募者らにより実際に強盗や特殊詐欺等の犯罪が敢行されるなど、深刻な治安上の脅威となっているほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害額が過去最多
- 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪（詐欺、窃盗、薬物事犯、強盗及び風営適正化法違反）の検挙人員は、前年から増加
- 人身安全関連事案は、ストーカー事案の相談等件数が高い水準で推移
- 以上を踏まえれば、我が国の犯罪情勢は厳しい状況

	令和7年	令和6年	増減数	増減率
刑法犯認知件数	774,142件	737,679件	+36,463件	+4.9%
うち窃盗犯認知件数	513,931件	501,507件	+12,424件	+2.5%
特殊詐欺被害額 ※	1,414.2億円	718.8億円	+695.4億円	+96.7%
SNS型投資・ロマンス詐欺被害額 ※	1,827.0億円	1,271.9億円	+555.0億円	+43.6%
インターネットバンキングに係る不正送金事犯被害額 ※	102.4億円	86.9億円	+15.5億円	+17.9%
匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員	6,679人	5,203人	+1,476人	+28.4%
ストーカー事案の相談等件数 ※	22,881件	19,567件	+3,314件	+16.9%

注 「※」の令和7年数値は暫定値。その他は確定値

2 今後の取組

上記1において述べた犯罪情勢を踏まえ、我が国の社会情勢等が大きく変化している中、直面する様々な課題に的確に対処するため、総合的な対策を引き続き強力に推進する。

特に、匿名・流動型犯罪グループに関しては、全国警察が一体となった戦略的・集中的な実態解明・取締りを推進し、違法なビジネスモデルの解体に取り組む。

1 趣旨

佐賀県警察に対する特別監察における前回中間報告（令和7年11月27日）において、確認中としていた事項について、その確認結果を報告するもの。

2 捜査への影響の確認結果

佐賀県警察が不適切と判断した対象職員によるDNA型鑑定130件のうち、捜査中の事件に関する鑑定25件及び時効が成立している事件に関する鑑定9件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか、「対象職員によるDNA型鑑定の実施状況」の確認結果等を踏まえて確認した結果は下記のとおり。

(1) 捜査中の事件に関する鑑定（25件）

- 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員が鑑定資料の検査を行っていないなど、鑑定作業が不適切であったものが7件確認された。
- 25件のうち12件については、対象職員の鑑定による捜査への影響は確認されなかった。（12件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）

残りの13件については、対象職員の鑑定によって捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった。（13件のうち6件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）

(2) 時効が成立している事件に関する鑑定（9件）

- 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員が鑑定結果の回答を行っていないなど、鑑定作業が不適切であったものが2件確認された。
- 9件のうち3件については、対象職員の鑑定による捜査への影響は確認されなかった。（3件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）

残りの6件については、対象職員の鑑定によって捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった。（6件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）

3 公判への影響の確認結果

鑑定結果が検察庁に送致されていると認められる25件のうち確認中であつた7件について、検察庁において公判に使用されておらず、公判への影響がないことが確認された。

4 行政上の支障の確認結果

行政目的で行われる身元確認に支障が生じていないか確認中であつた3件について、対象職員による鑑定の実施状況等を確認した結果、対象職員による鑑定により、支障が生じていることは確認されなかった。

1 経緯

- 令和7年3月、法務大臣からの「刑事再審手続の在り方に関する諮問」（諮問第129号）について審議するため、法制審議会刑事法（再審関係）部会が設置され、計18回の会議が開催。
- 令和8年1月20日の第16回会議で試案が提示された後、同年2月2日の第18回会議で答申案について審議・採決され、可決。

2 「諮問第129号に対する答申案」（別添）の概要

第1 議論の経過

第2 調査審議の結果

第3 附帯事項

別添 要綱（骨子）案

第1 再審請求審における証拠の提出命令等

第2 再審請求審・再審公判における裁判官の除斥

第3 再審の請求についての調査手続・審判手続等

第4 刑の執行停止時期の明確化と死刑確定者の拘置の停止

第5 再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間の延長

第6 再審請求手続に関する費用補償

3 今後の予定

令和8年2月12日、法制審議会総会において、「諮問第129号に対する答申案」について審議・採決がなされ、採択された場合には法務大臣に答申されることとなる。

公安委員会 説明資料No. 4	第51回衆議院議員総選挙に伴う 警備諸対策の実施結果について	令和8年2月12日 警備局
--------------------	-----------------------------------	------------------

第51回衆議院議員総選挙における選挙警護に関し、ローン・オフエンダー等をはじめとする脅威に対する警備諸対策を講じた。

1 警護

- (1) 警護実施結果
- (2) 事例

2 ローン・オフエンダー（LO）等対策

- (1) 警察庁LO脅威情報統合センターからの情報共有
- (2) 事例

3 今後の方針

今次衆議院議員総選挙での警備諸対策の実施結果を踏まえ、警護の在り方について不断の見直しを進めるとともに、引き続きローン・オフエンダー等対策を推進する。